

第一部 論点整理

はじめに中山美由紀氏(前東京学芸大学附属小金井小学校司書)より今回の学習会が企画された経緯をご説明いただき、続いて小池信彦氏(日本図書館協会 著作権委員)・当日参加されていた南亮一氏(国立国会図書館)・野口武悟氏(専修大学教授)・高橋菜奈子氏(東京学芸大学附属図書館)・小野永貴氏(日本大学芸術学部専任講師)の各氏から著作権法についての解説や見解をお話しいただきました。

▶小池氏

まず著作権法改正について、ワーキングチーム(第1回8/27)の報告をお話いただきました。

主な論点：●絶版等資料へのアクセスの容易化・保存のための複製の拡張と、遠隔閲覧に対応した
公衆送信権・複製権の付与

●複製資料の公衆送信サービス

●31条の一部要件変更(ウェブ情報の提供等/学校図書館を加えることの是非 等)

著作権制度への広い理解と著作権教育の重要性についても言及され、法改正に向けた課題も述べられました。

▶南氏

続いて現行の著作権法31条と35条の違いについてご説明がありました。

複製に際しての主体や範囲・所蔵の有無・部数など、31条と35条ではどのような違いがあり、学校図書館にどんな制限があるのかを参加者が確認しました。

▶野口氏

2019年1月施行の37条現行規定では「視覚障害者等への福祉に関する事業を行うもの」の中に学校図書館が含まれ、必要な方式により許諾を得ることなく複製や公衆送信が可能になっていることを確認し、37条を中心に公共図書館や学校図書館で歴史的にどのようにして資料の複製や拡大・デジタル化等の支援が可能になってきたか、事例を踏まえてお話しいただきました。

▶高橋氏

大学図書館における31条と35条について、現状をご紹介いただきました。利用者がセルフコピー機を使用する際にはガイドラインに沿って丁寧に著作権保護を訴えていることが分かり、大学図書館ではおもに31条の範囲内で複製が行われていること、また昨今のオンライン授業に対応した授業目的公衆送信補償金制度への対応についても言及されました。

▶小野氏

大学教員の視点から、31条に学校図書館を加えることについての見解をお話しいただきました。実現は歓迎するが円滑な運用には丁寧な議論と準備が必要であるとのご認識で、まずは現行制度で付与されている権利制限が教育現場で適切に運用されていることが前提であり、授業者に対する著作権教育を実施することの必要性が挙げられました。

▶南氏

31条・35条での学校図書館の位置づけについて、歴史的な流れをご説明いただきました。

第二部 学校現場の声

第二部では、各学校現場から求められているニーズや、著作権教育の実情などについて、宮澤優子氏(長野県高森町立高森北小学校司書/高森町子ども読書支援センター)・渡邊光輝氏(お茶の水女子大学附属中学校教諭)・原口直氏(前東京学芸大学附属世田谷中学校教諭/「一步先行く音楽教育」主宰)・千田つばさ氏(東京都立町田総合高等学校司書)および鎌田和宏氏(帝京大学教授)に伺いました。

▶宮澤氏

小学校の現場から、学校図書館での複製の必要性を学校司書の経験を通してお伝えいただきました。学校図書館は利用者にとって(都市部以外では特に)最も身近でアクセスしやすい図書館であること、児童・生徒の興味関心は幅広く学校教育と関連しない学習活動に対しても複製サービスが必要であることなどが語られました。また、教職員への著作権教育を実施し、授業者が委縮しないよう学校図書館が支援している様子も分かり、学校図書館の利活用が子供たちの学びに浸透していることが伺えました。

▶渡邊氏

中学校で実施されている、著作権に関する様々な授業の様子をご紹介します。引用や出典の明記について理解を深め、正しく大切に情報を用いることが文化の発展にもつながっていくことなどを、ワークショップやロールプレイなどの楽しい授業を通じて生徒に指導されている様子が伝わってきました。35条では認められていない「授業後の複製資料の保管」「利用者の興味に応じた複製の提供」などについても言及がありました。

▶原口氏

教員が著作権を学ぶ機会の必要性を説き、中学3年生の音楽の授業実例を通して、作る側と使う側の視点で著作権に対する意識を持たせることの意味をお伝えいただきました。他教科との連携の可能性や、情報を扱う子どもたちの若年化への対応などについても触れ、小さいころからの意識付けの重要性が述べられました。

▶千田氏

授業外の興味関心に対応した複製資料の提供・保管など具体的な例を挙げ、日常的なレファレンスには教育に含まれない内容が多くあること、いずれは授業に還元されるであろう教職員の個人的な研究に対しても現行制度では対応できないことなどをお話しいただきました。

▶鎌田氏

学校教育はインターネットの利活用を始めとして大きく変わる必要があり、これまでの授業にとられない大きな視点での情報活用能力が求められること、そのために31条が学校図書館にも適用され、専門職が配置されることが大切とのご意見を伺いました。

第三部 著作権の専門家に聞く

第一部・第二部を踏まえて参加者から挙げた質問等をきっかけとして、第三部では大学での著作権教育の現状や、地道な著作権教育が少しずつ実を結んでいる大学生の様子などが宮武佳久氏(東京理科大学教授)から語られました。また、現場のニーズを丁寧に挙げて立法事実を積み重ねることが法改正につながっていくことを大塚大氏(行政書士/東京都行政書士会知財担当理事)より伺い、著作権に対する理解と認識を学校図書館の側でも深めていくことの必要性を参加者が再確認しました。